

10 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

<人員基準のポイント>

- ・ 管理者（1人（常勤）管理上支障がない場合は、生活相談員との兼務可）
- ・ 生活相談員（利用者100人又はその端数を増すごとに1人（常勤）以上）
- ・ 介護職員又は看護職員
 - （利用者（要支援者は1人につき要介護者0.3人に換算）3人又はその端数を増すごとに1人以上。看護職員は、利用者30人までは1人以上、30人を超える場合は、1人に30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた数。看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。）
- ・ 機能訓練指導員（1人以上）
- ・ 計画作成担当者（介護支援専門員であって利用者100人又はその端数を増すごとに1人以上）

<設備基準のポイント>

- ・ 耐火建築物又は準耐火建築物
- ・ 車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること
- ・ 介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室（それぞれ設備に関する基準等を満たしていること。さらに『埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法施行条例の県独自基準の施行について（通知）』によること。）

<特例1>他施設の設備の利用等により利用者等の処遇に支障がない場合、一時介護室及び機能訓練室を設置しないことができる。

<特例2>社会福祉医療事業団の融資を受けて設置され、平成11年3月31日に現存する特定有料老人ホームについては、他施設の設備が利用できる場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。

- ・ 原則として建物全体を特定施設入居者生活介護の指定を受けること

<運営基準のポイント>

- ・ 管理者は事業所を一元的に管理し、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 契約書には、不当な解除条件を定めないこと。また、一時介護室等へ移す手続きを定めること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ 入居者が当該事業者にて代えて外部から介護サービスを利用することを妨げないこと。
- ・ サービス提供困難時には、病院の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護（要支援）認定申請（更新）等を援助すること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 利用者の選定により提供する介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費について、利用者から実費相当額を徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること。）。
- ・ 心身の状況、希望等を踏まえて特定施設サービス計画の原案を作成し、利用者に説明して同意を得るとともに交付すること。
- ・ 計画に基づいてサービスを提供し、原則として身体的拘束等を行わないこと。
- ・ 不正又は故意に要介護（要支援）状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する適切な技術・方法で介護等を行い、機能訓練を行い、健康を管理し、その他必要な支援を行うこと。
- ・ 利用者に緊急事態が生じた場合、主治医への連絡等の措置を講じること。
- ・ 利用者の家族や地域住民等との連携・交流に努めること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施により必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。

- ・ 従業者によりサービスを提供すること。ただし、業務の管理、指揮命令が確実にできる場合は、業務を委託することができる。(再委託禁止)
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 非常災害に備えて計画を立て、避難・救出等の訓練を行うこと。
- ・ 非常災害時に必要となる物資の備蓄に努めなければならないこと。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。
- ・ 協力医療機関等を定めること。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

- (1) 定員及び居室数は、施設指定部分の総定員・総居室数を表示してください。
- (2) 人員配置については、指定申請の時点で推計した利用者数（指定申請定員の9割）に応じた配置を行ってください。また、配置された職員については、有料老人ホーム等の事業を行う者とは区分してください（常勤換算の方法で人員を配置することが認められている場合には、勤務時間を按分して表示してください）。特定施設入居者生活介護以外の介護保険事業を行う場合（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護など）を行う場合も同様とします。
- (3) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練を行う能力を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（他資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を持つ者とします。
 なお、看護職員が兼務すること（勤務時間を分割することなく、各々の職務を並行して行うこと）も認められます。ただし、個別機能訓練加算を算定する場合は兼務できません。
- (4) 特定施設サービス計画は、利用者・家族の希望と把握した課題を踏まえて、目標・達成時期・サービス内容等を盛り込んだ原案を作成し、利用者・家族に説明して、文書により利用者の同意を得て交付します。
 また、計画作成後も、他の従業者と継続的に連絡を行い、実施状況・課題を把握し、必要に応じて計画を変更してください。
- (5) 業務を委託する場合は、委託の範囲、遵守すべき事項、委託後も業務の管理や指揮命令が確実にできることの確認、賠償責任の所在、その他事業の適切な実施の確保に必要な事項を文書で取り決めてください。
- (6) 非常災害時に必要となる物資は、非常用食料、飲料水、常備薬、おむつ等介護用品（以上3日分）、照明器具、熱源、移送用具です。